

# 極地氷海船の船体構造に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 I 編

## 改正事項

極地氷海船の船体構造に関する事項

## 改正理由

鋼船規則 I 編では、北極海のような年間を通して結氷している水域を航行する船舶（極地氷海船）の船体構造に関する規則として、IACS 統一規則 I2 を取り入れている。

この IACS 統一規則 I2 に関し、IACS は、これまで不明確であった規定の明確化及び誤植の修正を行い、IACS 統一規則 I2 (Rev.2) として採択した。

今般、IACS 統一規則 I2 (Rev.2) に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

IACS 統一規則 I2 (Rev.2) に基づき、これまで不明確であった規定の明確化及び誤植を修正した。